渡部純三次長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には平素から農業委員会の運営に御協力いただき誠にありがとうございます。今日の総会、皆様方に御案内差し上げましたけれども、今日は農業委員と推進委員全員に案内をさせていただきました。といいますのも私共の任期が今月 19 日で満了となります。御承知のことと思いますけれども３年の任期がもうそこにきております。それで、農業委員は毎月総会に出てきていただいておりましたけれども推進委員に出席していただく機会がなかなかなくて今日このように全員で会を開くことはもう最後になったからということで、格別難しい議案が出ておるわけではございませんけれども皆様方に出席をしていただきました。 それと本日は通常の議案審議終了後、事務局からの連絡事項、それと新型コロナウイルス拡大の影響で中止となっておりました令和元年度の事業報告、それと令和２年度の事業計画案、それと農業委員会互助会の会計報告、これらを本日の総会において御報告をさせていただきます。その関係で若干時間がかかろうかと思いますけれどもどうかよろしくお願いを申し上げます。 それではただ今から、第 197 回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので法律第 27 条第３項の規定により本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。 つづきまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員、堀江地区の松下委員のお二人にお願いをいたします。 なお、ただいま私の方からお話させていただきましたように，本日は推進委員も出席していただいておりますけれども議案審議には発言ができませんので、その点どうかよろしくお願い申し上げます。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第１号～12 号まで、12 件の議案が提出されております。なお、本日も前回と同様、会議の時間短縮を図るため、報告案件の議案の第１号～第４号までの４件につきましては、一括審議とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、議案第１号、「農地法第 18 条第６項解約通知専決処理報告」、議案第２号「農地法第４条届出専決処理報告」、議案第３号「農地法第５条届出専決処理報告」、

	議案第４号「農地法第 18 条第６項解約通知報告」の４件を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは、議案第１号から御報告いたします。５条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。 １番、本件は残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に５条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。 続きまして、議案第２号及び第３号を御報告いたします。 令和２年５月 26 日～６月 25 日までに専決処理した案件は、４条届出が８件、５条届出が 31 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から５日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、第４号議案を御報告いたします。 １番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ２番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ３番、本件は、平成６年４月 12 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ４番、本件は、平成 24 年９月 10 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ５番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、地元が保全管理し、耕作者を探すとしております。離作補償は無いとしております。

	６番、本件は、基盤強化促進法により令和２年５月１日に設定された賃借権でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、４条許可により転用するとしております。離作補償は無いとしております。 ７番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 ８番、本件は、平成 21 年 11 月 10 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、５条許可により転用するとしております。離作補償は無いとしております。 ９番、本件は、平成 28 年５月 10 日付け農地法第３条許可でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償は無いとしております。 10 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、５条許可により転用するとしております。離作補償を支払うとしております。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただ今、議案第１号～第４号まで事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、以上４件は何れも異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。 次に議案第５号、「農地法第３条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

西山昌宏副主幹	御手元に審査基準１号～７号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは御説明いたします。 １番、譲受人は、農地約 210 アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を、譲り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元推進委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ３番、譲受人は、農地約 57 アールを耕作する農家でございます。この度、母親から申請地の贈与を受け、農業経営の安定を図るものでございます。 ４番と６番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、松山市で令和２年２月 20 日に設立された農地所有適格法人でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 ５番、譲受人は、農地約 82 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ７番、譲受人は、農地約 50 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ８番、譲受人は、農地約 33 アールを耕作する農家でございます。この度、母親から申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ９番、10 番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約 173 アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 12 番、譲受人は、余戸南５丁目に所在する医療法人でございます。この度、申請地を取得し、通院患者のリハビリに活用したいとしております。なお、本案件は、不許可の例外事由に該当する案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明

	を願ったうえで御審議をお願いいたします。 13番、譲受人は、農地約48アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14番、18番は、譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約72アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 15番、譲受人は、農地約296アールを耕作する農家でございます。この度、同居の妹が体調不良で耕作困難であるため、使用貸借権を解約し、新たに使用貸借権を設定し、農業経営の安定を図るものでございます。 16番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。 17番、譲受人は、農地約192アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地の贈与を受け、より一層農業経営に励むものでございます。 19番、譲受人は、農地約55アールを耕作する農家でございます。この度、自作地に近く耕作便利な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 20番、譲受人は、農地約36アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に隣接した耕作便利な申請地の贈与を受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に地元委員から補足説明をお願いいたします。 11ページの２番は新規農業の案件です。所在地が伊台地区ですので湯山の山下委員からお願いいたします。
山下武則委員	先ほど事務局から説明がありましたとおり、今般、譲受人は伊台地区の農地を取

	得し新規農業をお考えであります。農業経験はありませんが、渡人や農機具メーカーから指導を受けるとのことであり、農業に対する意欲も十分に感じられましたので、これを了承いたしました。 　なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 　次に４番と次の 12 ページの６番ですけれども新規農業の併用案件となっております。所在地が久米地区ですので、久米地区の田中委員からお願いします。
田中正人委員	それでは、御説明いたします。 　先ほど事務局から説明がありましたが、譲受人は、この度、久米地区にて米を生産し、農業経営安定、規模拡大の為、新たに農地を取得し、事業を行いたいと申請に至ったものであります。地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられ地域の取り決めを遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。 　なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。以上です。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 　次、11 番ですけれどもこれも新規農業の案件で、所在地が久谷地区です、池田委員からお願いします。
池田友邦委員	それでは申し上げます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、農地を譲り受け、新規就農を考えております。農業経験はありませんが、友人や渡人の方のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを地元としては了承いたしました。 　なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 次は12番です。不許可の例外事由に該当します。余土地区の池田推進委員からお願いします。
池田功推進委員	それでは御説明いたします。 本件譲受人は、余土地区で診療所を構える医療法人であります。今般、診療所に隣接する農地を取得し、リハビリやコミュニケーションの場として利用したいお考えです。譲渡人の方のお力も借りながら、農業を営むということであり、地元として、これを了承いたしました。また、本件は、不許可の例外規定に該当することから了承いたしました。 本総会でのご審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 次に15ページの16番です。新規農業の案件で、所在地が正岡地区ですので中川委員からお願いします。
中川　均委員	先ほど事務局から説明がありました16番の案件について、申請人は御幸地区に居住し、この度、正岡区内の農地を借受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。申請人の農作業歴は短いですが、地域の営農指導員などのサポートを受け真剣に農業に取り組む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただ今、議案第５号につきまして事務局並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

西山昌宏副主幹	一点訂正をさせて下さい。12 ページ、案件が９番と 10 番です。譲受人の農地面積を 173 アールと御説明いたしましたが、訂正いたします。211 アールです。211 アールに訂正させてください。よろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。以上で議案第５号の説明終わりましたけれども、御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第６号、「農地法第４条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは御説明いたします。 １番、本件申請人は、農地約 10 アールを耕作する農業者でございます。昭和 37 年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を、農家住宅の敷地として拡張し住宅の一部として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ２番、本件申請人は、議案書記載の内容にて自己用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ３番、本件申請人は、余戸中３丁目に居住する農業者でございます。この度、近隣居住者の要望により、本申請地を３台分の貸露天駐車場として利用したいとして

	おります。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 　以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただ今、議案第６号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。なお、本件は、県許可分でありますので、直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 　次に、18 ページ、議案第７号、「農地法第５条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは御説明いたします。 　１番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。近年、業務量の増加に伴い既存の資材置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、この度、本申請地を取得し、ESｹｰｼﾝｸﾞ・覆工板(ふっこうばん)・ﾄﾞﾗﾑ管・鋼管類・土砂置場等の露天資材置場として利用したいとして申請に及んだものであります。なお、本件申請地は平成３年12月25日付け、農地法第５条許可を得ていたものでありますが、一部造成工事を行っただけで、転用行為が未了(みりょう)であることから、事業計画変更を同時申請しております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 　２番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございます。近隣事業所か

	らの要望や地元住民の需要も見込まれることから、この度、本申請地を賃借し、既存の貸露天駐車場と併せて 58 台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。本申請地の農地区分は、高速道路の出入口からおおむね 300m以内にあることから第３種農地と判断されます。 ３番、本件受人は、土木建築業を主な業務とする法人でございます。この度、松山市立浮穴保育園の新築工事を受注し、資材置場が必要なことから、現地に近い本申請地を賃借し、工事用仮設事務所・露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。なお、本件は、９ヶ月の転用期間終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 ４番、本件受人は、農地約 33 アールを耕作する農業者でございます。議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断されます。 ５番、本件受人は、自動車整備販売を主に行う法人でございます。現在、整備車両や販売車両等の増加により既存の駐車スペースが手狭で業務に支障をきたしていることから、修理工場や販売店に近い本申請地を借受け、新たに露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。なお、本件申請地は平成 22 年頃より農地法の許可を得ず、露天駐車場として利用していたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第２種農地と判断されます。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。次に地元委員から補足説明をお願いします。 ３番は浮穴地区で、1,000 平米超えの案件です。浮穴地区の南委員からお願いいたします。

南 耕 一 委 員	先ほど事務局から説明がありました３番の案件について、申請人は本社を古川南１丁目に有し、土木建築業を営んでおります。この度、松山市から浮穴保育園の新築工事を請け負い、工事用の仮設事務所や駐車場、資材置場を確保する必要があることから、一時的に隣接する申請地を利用したく、本申請に及んだものです。 また、工事完成の期限は令和３年３月 12 日となっており、３月末までに農地に戻すことから、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
渡 部 泰 明 会 長	はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第７号につきまして事務局並びに地元委員から補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡 部 泰 明 会 長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件は、県許可分ですので、直ちに意見を附して愛媛県知事に送付させていただきます。 次に議案第８号、「令和２年度第４号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片 山 剛 主 査	それでは、本日の案件を御審議いただく前に、番号１の譲渡人の住所、氏名を黒塗りしていますが、この理由について御説明いたします。これは、支援措置申出書というＤＶやストーカー等の被害者が加害者に居所を知られないようにする目的で現住所等が記載された証明書類の交付・閲覧を制限する申出書が譲渡人から事務局に提出されました。事務局も措置が必要であると判断し、情報を見えないようにしています。ご了承をいただきますようよろしくお願いします。譲渡人の情報は、本人以外への情報公開が一切できない取り扱いとなっていますので、よろしくお願い

	いたします。 それでは、本日の案件について御説明させていただきます。 本日の案件 11 件の内、使用貸借権の設定は７筆、所有権移転は 28 筆で、設定総面積は 29,076 ㎡です。その内訳は、新規が 7 筆、売買が 28 筆となっています。 番号１の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定した後、農用地利用配分計画（案）を作成し、農業の担い手へ農地を貸し付け、利用集積を図るとしています。 番号２と３の譲受人は、約 86 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 20 ページの番号４と５の譲受人は、約 169 アールを耕作する農業者で樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号６の譲受人は、約 385 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 21 ページの番号７の譲受人は、約 143 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号８の譲受人は、約 56 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 22 ページの番号９の譲受人は、約 361 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 10 の譲受人は、約 139 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 11 の譲受人は、約 226 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第３項の各要件を満たしていると考えます。 なお、公告日は、令和２年７月 17 日となっております。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま、議案第８号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第９号「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定」について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。
片山剛主査	それでは、御説明いたします。 今回意見を求められた案件は１件で、設定する農地は５筆、総面積は、3,895 平米でございます。 今後、この配分計画案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、愛媛県がこれを認可し、公告することが予定されています。 権利の開始は、令和２年９月１日の予定です。 以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。
渡部純三次長	すいません、事務局からですが、先ほどの議案第８号の１番の支援措置を受けられている方の申請地と今回の議案第９号１番の申請地は同一でございます。委員は、くれぐれも取扱いを注意していただけたらと思います。もしお知り合いの方で議案書見せてほしいとかいうようなお問合わせがあった場合には地番等教えないように、黒く塗っていただくか印をつけて気をつけてもらったらと思います。よろしくお願いいたします。

渡部泰明会長	はい、委員の皆様どうかよろしくお願いいたします。 ただいま議案第９号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 10 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
片山剛主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の６第１項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号１の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。だいま議案第 10 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 11 号、「農地法第３条の３の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
西山昌宏副主幹	それでは御報告いたします。令和２年５月 26 日から６月 25 日までに専決処理した案件は 20 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 20 件つきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 ただ今、議案第 11 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第 12 号、「耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断」について、事務局より説明をお願いします。
片山剛主査	それでは、御説明させていただきます。 番号１は、立岩地区となっておりますので、事務局から状況の御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員に補足説明をいただきまして、議案書に記載の対象地が「農地」に該当するか否かについての御審議をお願いします。

	本件は、令和２年６月２日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、対象地の３筆について非農地の判断を依頼してきたものです。 対象地は、すべて農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地であり、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、令和２年６月 22 日に所在地である立岩地区の西垣委員に事務局も同行して現地確認を実施しました。 御手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。１ページは、現地の位置図です。３ページと４ページは、現地周辺を上空から撮影した航空写真で、対象地の位置が御確認いただけるかと思います。５ページから８ページは、現地調査時に対象地を撮影した写真です。９ページと 10 ページは、対象地の公図です。 なお、議案書記載の対象地が農地に該当するか否か、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは差し控させていただきます。 状況についての説明は、以上です。 御審議いただきますようよろしくお願いします。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいま議案第 12 号につきまして事務局から説明がありました。なお、本件につきましては立岩地区の西垣委員に現地調査をしていただいておりますので、西垣委員から補足説明をお願いいたします。
西垣正美委員	それでは、御説明いたします。令和２年６月 22 日に、私と事務局職員で現地調査を行いました。場所は、立岩地区の小山田にあり、現地は、昭和 50 年代以降、40 数年にかけて放置され、雑草や雑木が密集して生えており、周辺の山林と一体化しているような状態です。今後、農地に復元するには、大型の重機を利用しても、かなり時間と費用がかかる状態であると考えられることから、３筆すべてに農地性はないと思われます。以上が現地に関しての説明です。 御審議いだきますようよろしくお願いいたします。
渡部泰明会長	はい、西垣委員ご苦労様でした。ここでお諮りをいたします。ただいま西垣委員から説明がありましたように小山田甲 718 番 1、甲 718 番 2、乙 786 番の３筆につき

	ましては農地性がなく、全て非農地と判断をしておりますけれども、委員の皆様方にお伺いします、そのような判断でよろしいでしょうか、御意見はありますか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ないようですので左様に決定をさせていただきます。非農地ということで決定をさせていただきます。なお、事務局は関係機関への結果の報告をよろしくお願いいたします。 以上で、本日の提出議案12件の審議は全て終了いたしました。 続きまして、その他として事務局から「令和元年度事業報告」について、もう一件は「令和２年度事業計画案」について事務局から説明があります。事務局よろしくお願いいたします。
片山剛主査	それでは御説明します。御手元の「第197回総会資料（１）令和元年度事業報告について」と書かれた冊子は、御手元にございますでしょうか。もしない方は、お申し出いただきましたら予備がございますので、お配りいたします。よろしいでしょうか。 それでは、御説明させていただきます。今回時間の都合もございますので、要点のみ御説明させていただきます。よろしくお願いします。資料の（１）、令和元年度事業報告についてお開きください。 １ページの令和元年度の活動実績について主なもののみ御説明いたします。 まず、情報提供については、年度を通して総会を適正に開催し、松山市のホームページや農業委員会だよりによる農業委員会活動や各種制度に関する情報を発信し、周知に努めました。 次に、農地の利用状況調査については、委員の皆様に御協力をいただきながら実施し、遊休農地の現状を把握、適正に指導を行った結果、遊休農地3.9ヘクタールの解消を図るなど、農地利用最適化の推進に努めました。 また、認定農業者等担い手の育成確保につきましては、平成30年度と比較して

	32 経営体が増加したことから、今後も引き続き啓発を進めてまいります。 なお、ただ今御説明しました事業報告に関する実績の数値等については、３ページ～10 ページまでの「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」に掲載していますので、お時間のあるときに改めて御確認ください。 以上で令和元年度の事業報告に関する主な活動実績の御説明を終わります。 続きまして、令和２年度事業計画（案）について御説明いたします。 11 ページをお開きください。先ほどと同様に、この事業計画（案）ついても要点のみ簡単に御説明いたします。 令和２年度の活動計画（案）の策定につきましては、今年度も農地等の利用状況調査を継続して実施し、状況に応じて耕作放棄地の発生防止や解消を促します。また、解消面積については、過去の実績から 3.9 ヘクタールを目標値とします。 次に、認定農業者などの担い手の育成確保や利用集積については、関係機関との連携や地域での説明会などを利用するなど 31 経営体以上の増加を図るとともに、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、新たに 46.5 ヘクタールを集積目標の数値として、流動化を図ります。 なお、ただ今御説明しました事業計画（案）に関する数値等については、13 ページ～15 ページまでの「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に掲載していますので、お時間のある際に改めて御確認をお願いします。 最後に、令和２年度に取り組む主要事業については、17 ページと 18 ページに９項目を挙げておりますが、今年度に新たに取り組む項目として１番目の人・農地プランの実質化の推進を加えています。 現在、松山市の農水振興課が対象の地区ごとに順次アンケート調査を実施していますので、委員の皆様の集落で実施する際には、御協力をいただきますようよろしくお願いします。 以上で説明を終わります。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。ただいまで事務局からの説明を終わりました。本件に関して御意見等ございませんか。ないようでしたら本件承認いただけますでしょうか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡部泰明会長	はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認めます。よって、本件は原案通り承認されました。御手元の資料の11ページの令和元年度事業計画（案）の（案）の部分を、二重線で消していただいたらと思います。 本日予定していました議案の審議はこれで終了いたしましたけれども、委員の皆様、何かご質問などございませんでしょうか。
	〔反応なし〕
渡部泰明会長	ないようでしたら、事務局から連絡事項はありますか。
片山剛主査	次回総会についてですが、7月20日198回総会については委員改選後、新態勢での初めての総会となり、市長が招集する総会となっています。総会開会前に市長から農業委員へ辞令交付式を行う予定でございます。新たに辞令をお受けいただく委員の皆様については既に開催案内の文章をお送りしていますので7月 16 日までに出欠の連絡を事務局までお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。
渡部泰明会長	はい、ありがとうございました。 それでは第197回総会をこれにて閉会いたします。
	午後3時20分閉会